

【フラット35】をご夫婦で借りるなら

2名分の保障が付いた

夫婦連生団信をご検討ください！

「夫婦連生団信」はご夫婦で連帯債務となる場合にご利用できます。

戸籍上の夫婦のほか、内縁関係にある方、婚約関係にある方、同性パートナーも対象です。

夫婦連生団信では、連帯債務のご夫婦のうち、いずれかお一人が
死亡 または 所定の身体障害状態 となられた場合に、以後の
【フラット35】の返済が不要となります。

夫婦連生団信を利用すると…

共働きのご夫婦で連帯債務

新機構団信



夫加入あり

新機構団信



妻加入あり

ケース1

夫が万一の場合



または



所定の身体障害状態

【フラット35】の

残高 0円

ケース2

妻が万一の場合



または



所定の身体障害状態

【フラット35】の

残高 0円

夫婦連生団信を利用しないと…

未加入のパートナーに万一のこと(死亡または所定の身体障害状態)があった場合に、
【フラット35】の残高はそのままとなります。

- 男性も女性も身体障害となるリスクはほぼ同じ。
(「身体障害者手帳」所持者の男女比率※ 男性約52% 女性約48%)
- 累計約5万組のご夫婦が【フラット35】の夫婦連生団信を利用している。

※出典：厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査結果」

詳細は裏面を参照ください。

夫婦連生団信のポイント



1 連帯債務のご夫婦2名が保障対象！

→ ご夫婦のうち、どちらか一方が万一（死亡または所定の身体障害状態）の場合、住宅の持ち分や返済割合にかかわらず、以後の【フラット35】の返済が不要になります。



2 借入金利に年0.18%の上乗せで2名分の保障！

残高0円

→ 借入額3,000万円の場合、約2,700円/月（目安）返済額が増加します。

試算例	夫婦連生団信利用有無	夫婦連生団信を利用しない場合 (新機構団信に1人でご加入の場合)	夫婦連生団信を利用する場合 (新機構団信にご夫婦でご加入の場合)
	借入金利	年1.51%	年1.69% (左記+0.18%)
	毎月の返済額	92,002円	94,672円 (左記+2,670円)

- ※ 借入額3,000万円、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なしの場合で、毎月の計算額を計算。借入金利は試算のための数値であり、実際に借り入れできる金利ではありません。このため、毎月の返済額は目安の金額となります。
- ※ 実際の借入金利は、借り入れのご契約日、取扱金融機関等により異なりますので、借入金利はフラット35サイト(<https://www.simulation.jhf.go.jp/flat35/kinri/index.php/rates/top>)でご確認ください。
- ※ 保障が終了する年齢（満80歳）に達する等により団信の保障が終了となる場合等でも、借入金利はご契約時の金利から変更されません。

夫婦連生団信の加入要件等

申込可能年齢	ご夫婦2名ともに、告知日現在、満15歳以上満70歳未満
保障期間	満80歳の誕生日の属する月の末日まで (いずれかの加入者の保障期間が終了した後、もう一方の加入者の保障期間が終了するまでの間は、お一人でのご加入となります。お一人でのご加入となった後も借入金利は変わりません。)
保険金が支払われる場合	いずれかの加入者が、次の①または②に該当した場合 ①死亡されたとき ②身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級または2級の障害に該当し、身体障害者手帳の交付を受けたとき (ただし、いずれかの加入者の故意により、もう一方の加入者が①または②に該当することとなった場合は、保険金は支払われません。)

- ※ ご夫婦のどちらかの団体信用生命保険により【フラット35】が完済された場合、残された連帯債務者の【フラット35】が免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
- ※ 【フラット35】の団体信用生命保険には新3大疾病付機構団信もございますが、新3大疾病付機構団信では「夫婦連生団信」をご利用いただけません。
- ※ ご加入の申込みは【フラット35】の借入申込時となります。申込みにあたっては「新機構団体信用生命保険制度申込書兼告知書」に添付される「重要事項説明 ご加入にあたって（「契約概要」「注意喚起情報」「正しく告知いただくために」）」をご確認ください。
- ※ 保障内容の詳細は下記のフラット35新機構団信サイトをご覧ください。



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

フラット35 新機構団信



[フラット35 新機構団信サイト]
<https://www.flat35.com/shin-danshin/no-subscription.html>

団信専用ダイヤル

0120-0860-78 (通話料無料)

●営業時間：9:00～17:00（土日、祝日、年末年始除く。）

●利用できない場合（直営電話だけ）：1. 次の番号に切り替わります。

048-615-3311 (通話料金がかかります。)

※ お端口や祝口明けはお電話が混み合って、つながりにくい場合がありますので了承ください。
※ お電話の内容は、相談サービスの目的の同一と内容を判断にあらため、都合をさせていきたいと思います。